

堀電気設備工業株式会社

一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることが出来るように策定する。

計画期間 第1期 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間
第2期 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

計画内容

(目標1)

所定外労働時間の削減を目指す。

目標を達成するための方策と実施期間

令和2年4月1日～

毎月第2水曜日をノー残業デーとして設定、定時退社を促す。

(但し、業務上不都合が生じた場合は、曜日の変更を検討)

(目標2)

社員が家庭行事・地域活動に参加できることを目指す。

目標を達成するための方策と実施期間

令和2年4月1日～

連続有給休暇の取得を促す。

上司からの取得の声をかける。

第2期 行動計画について

昨今のコロナ禍において、体調の変化に留意。

体調の悪い場合は、医療機関に受診の上で休暇を促す。

給与の面は、有給休暇の扱いとする。

第1期同様有給休暇の取得の向上・推進を行う。

計画期間 第2期 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

計画内容

(目標1)

所定外時間労働・休日出勤の削減

目標を達成するための方策と期間

令和2年4月1日より(第1期より延長とする)

方策も前回同様に、毎月第2水曜日をノー残業デーとし

定時退社を推進する。

ただし、業務上不都合が生じた場合は、曜日を変更し、取得を促すこととする。

(目標 2) 前回同様

社員が家庭行事・地域活動に参加できることを目指す。

目標を達成するための方策と実施期間

令和2年4月1日～

連続有給休暇の取得を促す。

上司からの取得の声をかける。